

研修報告書 …… 資料、2

日 時 平成29年 7月 4日 (火) 13:00～19:30
5日 (水) 9:15～16:00

場 所 立川市、たましんRISURUホール

【1】研修の目的

4月に「よくわかる市町村財政講座」を受講したが、さらに理解を深めるため「財政分析ステップアップ講座」を受講した。

【2】研修の内容

- 第一講 財政状況資料集で地方財政の健全化が図れるか。
 - 第二講 地方交付税算定台帳を使ってわがまちの地方交付税に強くなるろう。
 - 第三講 地方自治体財政健全化法を生かすには。
 - 第四講 行財政改革の手順と、平成28年度決算から平成30年度予算に向けた循環とは。
 - 第五講 決算と予算の連結や政策マネジメントを考える。
 - 第六講 地方版総合戦略や公共施設再編計画のあり方を考えます。
- 以上の講義を受け、以下の通り講師から詳細に説明を受けた。

決算と予算を連結すれば住民のニーズが自治体の政策へとつながる。2017年度予算が議会で3月に成立し、2016年度決算議会を9月に控え、2018年度の政策推進の第一歩ためである2017年12月議会は、2018年度の政策推進の具体化を迫り、2018年度に予算化される。すなわち予算が生まれ、執行・決算の流れに乗る、それを予算と決算の循環という。

決算には、法定四種類（歳入・歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収入に関する決算書、財産に関する調書）と主要な施策報告書が含まれる。マクロには、基本計画こそ自治体の最上計画であるのだから、前期5カ年基本計画が施行されてから4年目より、施策別分析や施策目標の検討をし、同時に後期5年計画に着手すると、基本計画の循環ができあがる。

- 1、地方財政健全化法施工後10年たった、「健全な財政」になったのか。
- 2、財政状況資料集の平成26年度まで、平成27年度、平成28年度から、何

がどのように変わるのか。

3、平成 27 年度決算のあらましをまちの広報で考えてみよう。

- (1) 改めてまちの広報（決算のあらまし、財政健全化法のお知らせなど）知りたいことが載っているのか。
- (2) なぜいま広報に注目するのか。
 - i) 最も読まれている情報誌「情報は自治の源泉」（ニセコ町の条例や方針）
 - ii) マスコミの地方版の貧弱さは自治体の広報からきている。
- (3) いま広報は曲がり角に来ている。
 - i) 一方通行のお知らせ型→対話型へ
 - ii) 報道・ジャーナルの要素がない→「住民に考えてもらう」「一緒に考えてもらう」
 - iii) ネガティブな情報が載らない
 - iv) 編集に市民的視点がない、外部評価を受けない、前歴主義→ビジュアルだけでは飽きられる。市民編集スタッフの要素が必要（企画、依頼、収集、見出し他）
- (4) 「地方自治は民主主義の学校」、その到達点は財政民主主義にある。

4、財政情報の電子化の展開。

- (1) 第一次 市民による財政分析活動のステージ。

総務省の決算カードを中心に財政情報の開示→経年的にみることで自治体の変化・変容を捉える。
- (2) 第二次 市民による財政分析活動の次のステージ。
 - ・総務省から都道府県へ財務事務の移管。
 - ・類似団体比較カードと財務状況資料集を中心に財務情報の開示。
 - ・社会統計上の代表的な 4 つの財政指標になりつつある。
- (3) 財政健全化法（土地開発公社・第三セクターなどの債務解消を含む）の周知から当面売却可能資産やストックマネジメント。

5、市町村財政危機や悪化の原因はどこにあるのか。

- (1) 国と地方の財政制度の不適切な関係。
- (2) 経済のグローバル化。
- (3) バブル経済崩壊後の政策不在。
- (4) 都道府県の経済・開発政策や財政制度。
- (5) 市町村固有の社会状況や財政運営→決算カードや類似カードを使って

いかにミクロからマクロ、(1) (2) (3) (4) にアプローチするのか。

6、財政の健全化の手掛かりに類似団体比較カードを使う意味。

- (1) 財政運営の堅実性。
- (2) 財政構造の弾力性→経済変動や地域社会の変化に耐えうる弾力性がある「ゆとり」
- (3) 住民のニーズに応え、行政水準の向上や確保→住民生活の向上や地域経済の発展に対応する「市民的公共性」を担保するには市民意識調査にとどまらず生活実態調査や20代、30代に根ざした視点が必要である。

7、「平成26年度 財政状況資料集」の読み方～実質公債費比率と将来負担比率を例にして、

- (1) 1/10 総括表(市町村)・・・比率のみ
- (2) 2/10 普通会計の状況(市町村)
- (3) 3/10 各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率(市町村)
 - ・一般会計等の財政状況
 - ・公営企業会計等の財政状況
 - ・関係する一部事務組合等の財政状況
 - ・地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政支援状況
 - ・実質公債費比率 区分ごとの3カ年の経年比較数値(千)
 - ・将来負担比率 区分ごとの3カ年の経年比較数値(千)
- (4) 4/10 市町村財政比較分析表→5カ年の推移と類似団体内順位と平均値の分析欄
- (5) 5/10 } 市町村経常経費分析表→公債費比率及び公債費に準ずる費用の分析
- 6/10 (実質公債費比率)
- (6) 7/10 実質収支比率等に係る経年分析(市町村)
- (7) 8/10 連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析(市町村)
- (8) 9/10 実績公債費比率(分子)の構造(市町村)→分子の構造の区分ごとの5カ年の推移(百万円)と分析欄
- (9) 10/10 将来負担比率(分子)の構造(市町村)

8、財政健全化法に基づく総務省提出資料 総括表①～④

- (1) 最も初歩的には平成22～26年度の数字を経年的に分析用紙に記入する。
- (2) 財政状況資料集より「交付税措置」「交付税に算入」「基準財政需要額

による控除」と基準財政需要額算入見込額」

- 9、基準財政需要額と普通地方交付税～交付税算定台帳の講習を中心に。
～半世紀ぶりの地方交付税制度改革の助走～
- (1) 20年間の基準財政需要額、基準財政収入額、標準財政規模とその他財政指標の推移
 - (2) 基準財政需要額＝単位費用×測定単位×補正係数
 - (3) 基準財政収入額＝地方贈与税他×標準税率による収入75%
 - (4) 2000年度を境に従来の「常識」を変えた→「三位一体改革」
 - (5) 基準財政収入額の低下が意味するもの
 - ①基準財政需要額－基準財政収入額＝普通地方交付税交付額
 - ②基準財政需要額＋臨時財政対策債発行可能額（振込相当額）＝本来の基準財政需要額（振込前需要額）
 - (6) 地方交付税算定台帳や財政需要額総括表に見られる大きな変動とは
 - (7) 経済財政諮問会議の地方交付税「改革」の提案
 - ①地方交付税の法定税率を大幅引き下げ提言し2007年度より法人税率の引き下げ
 - ②「新型交付税」（人口と面積で算定し簡素化）の導入2007～2009年度で5兆円規模
 - (8) 2007年度地方交付税法の主な改正点
 - ①個別算定経費と包括算定経費に区分
 - ②「地域振興費」が設けられ、その中に補正係数が付けられた
 - ③包括算定経費の測定単位を人口と面積にした⇒「新型交付税」
 - ④「がんばる地域応援プログラム」（国のインセンティブ算定）⇒交付税措置
 - ⑤段階補正の縮小と中止
 - ⑥以上の制度改革により不交付団体の増加（しかし2010年度から不交付団体の減少へ。また、2015年度より微増）
 - (9) 地方交付税（基準財政需要額）優遇措置（加算措置）の意味
 - ①臨時財政対策債の場合・・・なぜ実質的交付税なのか
 - ②合併特例債の場合
 - ③過疎債や辺地債の場合
 - ④減税補てん債の場合
 - ⑤その他の赤字地方債
 - ⑥合併算定債とは
 - ⑦経常収支比率の二通りの表示

- (10) 「経済財政運営と決算の基本方針 2017」(2017年6月9日閣議決定)
- ①自治体の基金残高増加を理由に地方交付税削減論議(2015年21兆円)
 - ②リーマンショック後の普通交付税の増加が基金増加→基金の活用を住民のニーズの政策実現 「歳入の体系」と「基金残高」で検証

10、自治体財政健全化法の考え方と解き方

- ・一般会計と特別会計から普通会計と、公営企業会計とそれ以外の会計
- ・連結決算の意味 ～当面は債務から～
- ・地方財務会計から地方財務会計・企業会計へ

- (1) 明治時代以来の現行制度の現金主義・単式簿記の踏襲から「改革」へ
- (2) 地方財政健全化の規定に基づく関係4指標
- (3) 資産・負債改革を内容とする財政4表の作成と公表
- (4) 「健全化法」の演習を通して公共性の高い地方公営企業ほど課題が残る

11、基本計画と財政フレームの検証

- (1) 性質別・節別クロス分析はなぜ長期総合計画の基本資料なのか
- (2) 人口減少時代の長期総合計画(少子高齢化における一歩踏み込んだニーズの把握)
- (3) 新たな人口ビジョンや公共施設等総合管理計画をどのようにコントロールするか
- (4) 長期総合計画と財政見通し～現状の把握と課題～
- (5) 各自治体の長期総合計画を通して財政フレームの必要性和財政指標の明示
- (6) 中長期の財政運営とローリングシステム
- (7) 各分野別基本計画の財政的裏づけとその手順
多岐にわたる目標と優先順位(政策目標)の明示

12、行財政改革の手順と方法

～都市の持続的発展を可能にするため性質別歳出の手法～

- (1) 投資的経費を精査、見直し、そのあり方を考える
 - ① 社会資本の老朽化対策として既設の公共施設の法定耐用年数を調べる
・最大5割増しが可能、改めて国庫支出金のつけ方が問題
 - ② 自治体の公共施設白書の作成から公共施設等総合管理計画へ
公共施設実態調査(自前か委託)→諮問機関(調査委員会)の答申→住民参加

(パブリックコメント等)方式→公共施設管理基本方針→個別施設の劣化の実態調査と保全計画→公共施設等総合管理計画(計画全体を住民参加型か個別施設の説明会型か)

- (2) 補助費等の精査の狙いは積極的なNPO条例制定と対中央政府と対等な関係を想定

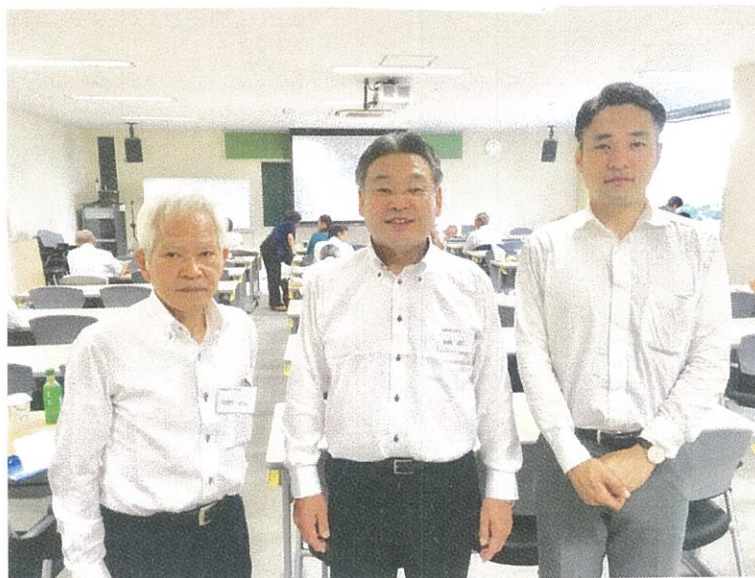
・財政運営の適否を判断する上で、さらに行政評価をする前提になる。

- ① 2000年度及び2013年度の地方自治体法改正で議員の政務活動費を232条の2項から100条の13,14項に変更した意味と、議員に一層期待されるもの
- ② 条例がない補助費等の改革とその狙いを明らかにする
- ③ どれ程透明性の高い「補助金検討委員会」(仮称)をつくれるか
- ④ 監査委員の持つ特別監査の権限を住民が監視し審査意見として反映させる

(例) 領収書の添付と公費を受ける団体の添付書類の基準

- (3) 地域循環型経済の観点から物件費の見直し6次産業化、コミュニティビジネス化の支出の目的、根拠、対象等によって多種多様であって、人件費、扶助費、維持補修費のように、その項目の字句だけでは判断しにくい部門も含まれている。

講義は以上の内容であった。



【3】 所見

前回の「よくわかる市町村財務分析」講座での宿題として、京丹後市の決算カードから各分析表への転記を正確にしたものを持ち込み、長期総合計画からの視点や、地方交付税算定台帳、起債制限比率の数字などをもとに学びを深めることを目的に受講した。

第1講 財政状況資料集で地方財政の健全化が図れるのか

第2講 地方交付税算定台帳を使ってわがまちの地方交付税に強くなるよう

第3講 地方自治体財政健全化法を生かすには

第4講 行政改革の手順と、平成28年度決算から平成30年度予算に向けた循環とは

第5講 決算と予算の連結や政策マネジメントを考える

第6講 地方版総合戦略や公共施設再編計画のあり方を考えます。

- ・(決算カード平成13年度～27年度総務省版等)
- ・「平成27年度財政状況資料集」
- ・総括表①～④・平成26年度類似団体比較カード
- ・京丹後市の「長期総合計画」
- ・地方交付税算定台帳・起債制限比率の数字

これらの資料を整理し、京丹後市の財政状況を見る上において、どの様な内容で予算化され、どの様な項目でどこに使われているのかといった事などが見えて来ました。

財政健全化のためには、当該団体の決算内容を分析し、補助費等の住民一人当たりの額や経常収支比率における補助費等の比率を見て、類似団体と比較検討し、それを上回っている場合には、単独補助費の節減、特定部門偏在の是正等の措置を講ずるべきである、といった事などを学んできました。今回のステップアップ講座においても、「習うより、慣れろ」がテーマでしたので、宿題は前もって行い、その上で第一講から第六講までを取り組みました。結果として目的の「慣れろ」についてはその趣旨は果たせましたが、十分な理解という点についてはまだまだ至らないものの、今後も積極的財務についてに学び、貴重な財源が市民サービスにしっかりと生かされるよう、議会活動に邁進してまいります。